

苫小牧市消費生活センター条例施行規則（案）に寄せられた意見と市の考え方について（パブリックコメントの結果）

意見提出期間 平成28年2月24日 ～ 平成28年3月24日 （30日間）

意見提出人数 1人

提出意見件数（項目） 1件 （2項目）

提出意見と市の考え方・提出意見を考慮した結果とその理由 次のとおり

項目 No.	提出 人数	提出された意見 (意見提出区分 第三者利益による削除等の有無)	提出された意見に対する市の考え方 提出された意見を考慮した結果とその理由	反映区分
1	1	(<u>原文</u> ・整理要約 有・ <u>無</u>) 消費生活センターでの消費生活相談を行うのが、他の市の窓口時間（8：45～17：15）と同じとすべきでは。	午後5時の終了後も、受け付けた相談内容をその日の内に国のシステムに入力する作業をしています。また、午前9時の開始前にこのシステムのバックアップ作業をしています。相談業務の委託先職員の勤務時間は8：45～17：15となっているため、前後15分がこれらの作業のために必要な時間と考えています。 しかし、市の他の窓口との整合性をとる考えも理解できますので、今後検討していきたいと考えています。	C
2	1	(<u>原文</u> ・整理要約 有・ <u>無</u>) 施行規則の文面とはしにくいのだが、第2・第4金曜日の午後8時まで行う旨の周知を確実にできる方策の提示もあると良い。(そもそも、消費生活センターの認知度が低いと思われる)	現在、広報誌の「無料相談」欄にセンターの相談日時を毎月掲載しています。他の周知の方法も今後検討していきたいと考えています。	C

反映区分	提出された意見の反映状況
A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見との趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

「原文」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見そのものであり、整理、要約、削除等をしていないものをいいます。担当課において、原文の備付けや閲覧による対応が必要となります。「整理要約」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見を整理、要約、削除等をしたものをいいます。

なお、「原文」・「整理要約」のいずれの場合であっても、第三者の利益を害するおそれがあるとき（個人のプライバシーに係る事項、企業秘密等）や、その他正当な理由があるとき（提出意見を公にすることにより公益上の支障があるとき等）は、その部分について除くことができます。